

## 第8回口頭弁論 報告集会 プログラム

衆議院第一議員会館 大会議室

2018 年 7 月 20 日（金）13:00～14:30

- 1 あいさつ 代理人弁護士 寺井 一弘
- 2 第8回口頭弁論の報告
  - 1 代理人弁護士 福田 護
  - 2 同 古川（こがわ）健三

### ※安保法制違憲訴訟の会の今後の活動

○特別講演「安保法制と自衛隊」2018 年 7 月 31 日（火）18:00 開始

講師 半田 滋 さん（東京新聞 論説兼編集委員）

場所 東京ボランティア・市民活動センター（飯田橋）

○9 月 19 日 議員会館にて 総がかり行動との合同イベントを企画中です。

### ※これからの裁判

□差止めの裁判 第 8 回期日 10 月 15 日（月）13:30【103 号法廷】です。  
アピール活動を 12:30 から地裁前で行いますので、ご参集ください。

□差止めの裁判 第 9 回期日 12 月 14 日（金）13:30【103 号法廷】です。  
アピール活動を 12:30 から地裁前で行いますので、ご参集ください。

□国賠訴訟裁判 月 日（ ） : 【103 号法廷】です。  
アピール活動は開廷時刻の 1 時間前から地裁前で行いますので、ご参集ください。

### <経過>

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 9:30        | 裁判所前 広報                      |
| 10:30       | 103 号法廷 開廷<br>代理人意見陳述・証人採否決定 |
| 11:15       | 記者会見                         |
| 13:00～14:30 | 報告集会                         |
| 14:45～17:00 | 原告集会（第 7 回読書会）               |

## 法的保護利益の問題について

### 原告ら訴訟代理人 福田 護

原告準備書面（14）に関し、法的保護利益の問題について述べる。

#### 1 「国賠法上保護された利益」とは何か

本件において被告は、原告らが新安保法制法の制定によって侵害されたと主張する権利ないし利益は法律上保護された利益とは認められないから主張自体失当であるとし、そのことだけを根拠に本件国賠請求は棄却されるべきものと主張する。そのことによって同時に被告は、新安保法制法の違憲性という本件の核心をなす論点についての議論を回避しようとしてきた。

しかし、国賠法上「法律上保護された利益」なるものを独立の要件とみるべきかということ自体、基本的な疑問があることであり、現に被告も、「法律上保護された利益」とは何かについて、何ら明確な説明ができていないし、その有無の判断基準らしきものも提示できていない。また、被害が主観的な不安感や危機感である場合でも、だからといってそれだけで法的保護利益性が否定されるべきものでもない。

例えば被告は、原告らの人格権侵害の主張に対し、戦争やテロの危険にさらされるのではないかという「漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」「かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない」と主張するが、不安感や危機感を抱かされない利益も、れっきとした利益であって、最高裁判例によっても法的保護利益たり得ることが認められている。「漠然とした」とか「域を超えない」とか「かかる程度」とかいうのは、特定の立場からの評価にすぎず、「不安感」だから法的保護に値しないなどと決めつけることはできないのである。

#### 2 原告らの被害は新安保法制法によって作り出された客観的事実によるものであること

また、本件における原告らの戦争やテロへの恐怖、不安、危機感、そして自分の人格に侵襲を受けた苦痛は、原告らの政治的信条やものの見方考え方によるものなどではない。あるいは、新安保法制法が国会で成立してその主義主張が通らなかったことに対する憤怒の情や、挫折感、焦燥感なども全く異なる。

原告らの精神的苦痛は、新安保法制法という日本国憲法上許されない立法行為が、集団的自衛権行使の禁止及び海外派兵の禁止という憲法上の禁を犯

し、日本の国と国民を戦争とテロに巻き込む危険を一举に拡大したという、客観的事実によって根拠づけられている。現に、この間の新安保法制法の適用によって、南スーダンでは自衛隊の部隊がいつ殺傷や戦闘に直面するか分からない状況が現出し、あるいは自衛隊の護衛艦に米軍の補給艦の武器等防護が発令されて、日本は北朝鮮との極度の軍事的緊張の対立当事者となった。

原告らは、このような客観的事実の下で、それぞれの戦争体験や社会的立場等に応じて、戦争の再来におののき、苦難の人生の支えを失い、生涯をかけた平和な街づくりや平和への職業的使命を妨害されるなど、各人固有の人格の侵襲を受けているのである。

#### 3 主観的利益の重要性と本件侵害行為の重大性

これまでの最高裁判例によっても、平穏な日常生活を送る利益、焦燥・不安の気持を抱かれないという利益、内心の静穏な感情を害されない利益、良好な景観を享受する利益なども、法的保護の対象となることが明らかにされてきている。近時の下級審裁判例を見ても、人の精神に対する侵害や環境への侵害など非物理的侵害が不法行為法理上重要性を増し、「人格権の主観化」が進んでいることが指摘されている。こんにち、人格的利益を中心に不法行為法の保護利益が拡大し、不法行為の成立が全く否定される利益は多くないことが広く指摘されている。

まして、不法行為の成立は、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・性質との相関関係の下で、総合的に判断すべきものとする定着した判例法理の下で、明確な根拠も判断基準もなしに、ア prioriに「法的保護に値しない」として救済の入口で排除するような取扱いが、決してなされてはならない。

圧倒的多数の憲法学者、元内閣法制局長官や元最高裁裁判官らがこぞって指摘するように、明らかに憲法9条に違反する新安保法制法の制定という異常かつ重大な本件侵害行為が存在し、かつ、それによってこの国と原告ら国民が直面させられている戦争への危険という客観的事実が存在する。この客観的状況を直視し、その内容を解明し、その上に立って原告らの権利と利益の侵害の深刻さを正面から受け止めること——それなくして本件を裁く司法の役割は果たし得ない。

## 証人採用について再度の意見・要旨

原告ら訴訟代理人 古川 (こがわ) 健三

本件における証人尋問の必要性について、原告らはこれまで再三にわたり意見を述べてきました。ここでは、これまでの意見を踏まえ、なかでも半田滋氏、前田哲男氏、西谷和文氏についてその必要性を述べます。

被告は、原告の証人尋問申請に対し、「具体的な権利ないし法的利益を離れて」意見、法的評価を述べるに過ぎないなどと主張しています。しかし、原告らの主張する権利ないし法的利益が国賠法上保護に値しない、と言えないことは本日陳述した準備書面(14)で論証しました。法的保護に値する権利ないし法的利益があるかどうかは、原告らの訴えだけから判断されるべきではありません。新安保法制法の制定行為それ自体の違法性や、これらがもたらした客観的な状況の変化に関する事実は、被侵害利益の有無と程度を判断するために必要不可欠です。

原告ら一人一人は市井に生きる一般市民であって体験した事実の範囲は限られています。これに対し、新安保法制法は10件の法改正と国際平和支援法の新規立法を含む大幅な法整備で、従来の政府の憲法解釈を逸脱するものであるため、その影響は極めて多方面に及びます。新安保法制法がもたらす客観的な危険性は専門的な知見による立証が不可欠です。

原告らは、本人尋問で、それぞれの体験や職業的知見、社会的立場を踏まえて語りました。原告らが供述した戦争への恐怖、テロの危険、平和の喪失は個人の体験を通じたものです。しかしそれらの恐怖や危険は客観的な事実裏付けられたものです。原告ら個人の体験と、新安保法制法がもたらした自衛隊の変化や日米軍事同盟の変化などの客観的事実は一体不可分、表裏一体です。これまでの原告本人尋問ではまだ前者が語られただけです。これからさらに、専門的な知見を有する証人尋問によって、原告らが語る危険性の根拠となる客観的事実を明らかにしなければなりません。

以上を踏まえて、ここでは特に半田滋氏、前田哲男氏、西谷和文氏の証言の必要性を再度述べます。

半田滋氏

半田氏は、現実には、紛争地帯に身を置いて取材活動を続けた経験を持つジャーナリストとして、新安保法制法の危険性を判断するために必要不可欠

な知見を持っています。

本件で提出している飯島意見書や河上意見書にも半田氏の著書が度々引用されています。憲法学者が法的評価を行う上でも、半田氏の具体的な体験にもとづく知見が不可欠なのです。

前田哲男氏

前田氏には、自衛隊や在日米軍の実態、それらの変容等について、詳細な取材にもとづく多数の著述があります。前田氏の著述は飯島意見書にも引用されていますし、すでに提出している新聞記事にも、前田氏のコメントを掲載するものが少なくありません。前田氏の取材活動によって得られた事實體験と知見は、新安保法制法が原告らにどのような危険をもたらしているかを判断するために不可欠なのです。

西谷和文氏

西谷氏は、フリージャーナリストであるとともに、NGO代表として、イラク、シリア、南スーダンなどの紛争地帯で救援活動を行っています。海外で自衛隊を見る目がどう変化しているか、新安保法制法がどのように国内外でのテロの危険性を高めたかについて、国内にある原告が説明することは困難です。西谷氏は、それらを紛争地帯で活動した実体験を通じて語ることでできる数少ない人物であって、その証言は本件の審理に不可欠です。

民事訴訟法は、裁判所が必要でないと認める証拠を取り調べないことも認めています。しかし「必要」かどうか何の基準もなく無原則に判断することは許されません。

新安保法制法という、これまでの憲法解釈を根底から覆す立法が、憲法改正手続にもよらずに行われたのが本件事案です。その社会的影響は極めて多方面に及び、国外にまで影響を及ぼしています。原告らの主張が単なる漠然とした不安感や焦燥感に過ぎないのかどうか、それは原告らの個人的な体験だけではなく、それぞれ証人の体験や知見を通じてこそ判断できます。原告らが申請する証人はいずれも原告らの体験を補完して客観的な危険性を語り得る人物です。いずれの証人尋問も、本件の争点に深く関わるものです。万一、裁判所が原告らの証人申請を全て却下するのであれば、重要な証拠方法を却下したものととして、審理不尽になると言わざるを得ません。

証人尋問の採用を改めて求めます。

## 特別講演「安保法制と自衛隊」

2018年7月31日(火) 18:00 開始

講師 半田滋さん  
東京新聞 論説兼編集委員

場所 東京ボランティア・市民活動センター AB 会議室  
JR 総武線・飯田橋駅東口を出て左  
メトロ「B2b」「セントラルプラザ」10階

主催 安保法制違憲訴訟の会  
後援 私が東京を変える



### 支える会入会のご案内

安保法制違憲訴訟は、多くの市民に支えられて活動しています。  
どうかご支援をお願いします。  
支える会の年会費は、3000円(1口、何口でも可)です。  
裁判について、会員には年数回のニュースで  
お知らせしています。

ゆうちょ銀行 00140-5-514288  
口座名 安保法制違憲訴訟を支える会  
(アンポハウセイイケンソショウヲササエルカイ)  
他銀行から  
店番〇一九(ゼロイチキュウ)店  
預金種目 当座 口座番号 0514288